

函館市監査公表第7号

函館市長から、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年8月18日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 金 澤 浩 幸

函館市監査委員 池 亀 睦 子

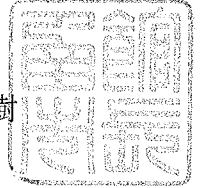


函 財 政

令和3年(2021年)7月28日

函館市監査委員 様

函館市長 工藤 壽樹



令和2年度(2020年度)包括外部監査の結果に基づく措置の
通知について

令和3年(2021年)3月30日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(財務部財政課)

令和2年度（2020年度）包括外部監査の結果に基づく措置
(特定の事件名 補助金等に関する事務執行状況について)

1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
財務部 財政課 観光部 観光振興 課	五稜星の夢開催補助金 湯の川温泉花火大会開催補助金 令和元年分決算にかかるチェックシートの作成がなく、「補助金のあり方に関するガイドライン」に規定された「チェックシートの作成の義務付け」が守られていない。	131 133	補助金チェックシートについては、これまで、予算要求時および終期を迎えた補助金の公表時に作成していたところではありますが、今後は、これらに加え、交付申請時や実績報告時にも作成し、補助金交付について、公益性、費用対効果など様々な観点からチェックを行ってまいります。

令和2年度（2020年度）包括外部監査の結果に基づく措置
（特定の事件名 補助金等に関する事務執行状況について）

2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
財務部 財政課	<p>【総論1】「補助金のあり方に関するガイドライン」に基づく、補助金、交付金チェックシートについて</p> <p>作成を義務付けている補助金・交付金チェックシートが、一部の所管部局で作成されていなかった。</p> <p>また、チェックシートについて、作成者、決裁者および翌年の改善点への対応の確認者などが不明であることから、事務処理手順を規定すべき。</p> <p>さらに、重要性が高い補助事業については、第三者委員会において、審査の確認や決裁を行うとともに、評価結果や問題点などを各部局に通知する仕組みを確立すべきである。</p>	13	<p>補助金チェックシートについては、これまで、予算要求時および終期を迎えた補助金の公表時に作成していたところではありますが、今後は、予算要求時のほかに、交付申請時および実績報告時にも作成することとし、交付申請および実績報告の決裁回付時に、作成したチェックシートを添付し、起案者から決裁者までその内容を確認できる事務処理手順への見直しを検討してまいります。</p> <p>また、第三者委員会については、「補助金のあり方に関するガイドライン」に基づく委員会を設置し、補助金を評価する仕組みの構築を検討してまいります。</p>
財務部 財政課	<p>【総論2】実績報告について</p> <p>函館市補助金等交付規則および運用方針において、補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類は、決算書、領収書などとされているが、監査したところ、決算書のみのもので、または領収書のみのもので散見されるが、決算書は、収入・支出等の金額を表示したものであり、事実確認の書類ではない。</p> <p>また、交付規則および運用方針において「必要がないと認めるもの」は各関係主管長が添付省略についての判断ができると規定しており、実績報告時に補助事業者から提出される領収書等の添付を省略し、報告書面上に「本明細表は領収書の本書と相違ないことを確認済み」等との表記がされている例があり、業務の簡略化、省略化の面では必要と思われるが、事後の客観的な事実確認をする上では不足であり、一定の審査・監査水準を維持する観点から一定金額以上は領収書の添付を義務付けるなどの方法を検討されたい。</p>	14	<p>実績報告における補助対象経費に係る支出を確認することができる書類については、可能な限り領収書の提出を基本とすること、また、団体運営補助金については、業務の簡略化・省力化の観点から各主管長の判断により決算書の提出のみとすることを認め、その際は、団体の会計監査を受けたことを証明するものを添付することなどについて検討してまいります。</p> <p>また、実績報告時に領収書添付を省略する場合は、補助金検査で領収書と照合したことを証明する書類を添付するとともに、補助事業者へ領収書等の関係書類の保管を確実に行うよう周知徹底してまいります。</p>

<p>財務部 財政課</p>	<p>【総論3】補助金に係る消費税の取扱 いについて</p> <p>経費支出や財産等の取得に当たっては、支払金額の中に消費税（消費税及び地方消費税）が含まれており、市が税込金額に対して補助金を交付する場合、補助事業者の消費税申告状況によっては補助金の一部（消費税相当額）が、補助事業者の利益となる可能性がある。</p> <p>この場合、消費税相当額が補助事業者に残り、補助金が過大に交付されたことになるため消費税相当額の返還を求める手続が必要となる。</p> <p>現状では、交付基準において消費税相当額の返還手続等は規定されておらず、一部の部局を除いては特段対応されていないことから、適正な処理を進められたい。</p>	<p>15</p>	<p>補助事業者が課税事業者の場合の補助金交付については、補助対象経費に消費税相当額を含めないこととするなど統一的な対応を図るための検討を行ってまいります。</p>
<p>財務部 財政課</p>	<p>【総論4】財産の管理について</p> <p>交付規則には、補助事業者等が、補助事業等により財産を取得し、または効用の増加した財産についての使用、譲渡、交換、貸付、担保提供の際の処分制限が規定されているが、そもそも財産の管理はどのような方法に依っているのか、各補助金の報告書等の資料からは把握が困難であり、市の管理財産（土地建物等の登記財産は除く）の実態が不明であるため、どのように管理しているのか整理すべきである。</p>	<p>19</p>	<p>補助金により取得した財産等については、補助金等交付規則および運用方針に基づき、交付申請時において取得予定の財産等を把握しており、また、実績報告時に提出を求めている決算書・領収書により、取得した財産の金額および概要等を補助金担当部局において把握しているところであります。</p> <p>しかしながら、今回の意見を踏まえ、改めて補助事業により取得した財産については、財産処分の制限がある旨を周知徹底してまいります。</p>
<p>財務部 財政課</p>	<p>【総論5】概算払の必要性の検討について</p> <p>補助金の交付は補助金の額を確定した後において行うことが原則であるが、補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができるとされているが、その際、その必要性の厳密な判断が不十分であるとの印象を受けた。</p> <p>所管部局として、より具体的な理由の記載、厳密な判断を行うに足る説明資料の提出を求め、必要性の有無や交付金額、概算払の時期等の判断の根拠及びその結果は文書化しておくことが必要である。</p>	<p>19</p>	<p>概算払については、補助金等交付規則および運用方針に基づき、交付申請時に添付する収支計画などにより、必要性等を見極めたうえで、概算払の対象としており、適切な事務手続きを行っているところであります。</p> <p>しかしながら、今回の意見を踏まえ、改めて概算払いは例外規定である旨を再認識させるとともに、収支計画などにより概算払いの必要性を適切に判断するよう周知徹底してまいります。</p>

財務部 財政課	<p>自転車競技普及・振興事業補助金</p> <p>本件は税込経理を採用していることから、消費税の税抜額での申請、または消費税の課税仕入れ相当額の確認や返納に関する要綱を追加すべきである。</p>	36	<p>総論3に対する回答のとおり、補助事業者が課税事業者の場合の補助金交付については、補助対象経費に消費税相当額を含めないこととするなど統一的な対応を図るための検討を行ってまいります。</p>
財務部 財政課	<p>函館市町会連合会補助金</p> <p>補助事業者から提出される収支決算書及び付属の決算支出明細については、例年、その支出を確認すべて領収書等の添付がなされていない。</p> <p>決算支出明細には「本明細表は領収書の本書と相違ないことを確認済み。」との表記があるが、監査段階では確認資料がなく、照合もできない。</p> <p>総論にも記載したが、担当部局の事務量を考慮した場合でも、一定金額以上の領収書の提出を求めるなどの措置は必要ではないか。</p>	45	<p>総論2に対する回答のとおり、実績報告における補助対象経費に係る支出を確認することができる書類については、可能な限り領収書の提出を基本とすること、また、団体運営補助金については、業務の簡略化・省力化の観点から各主管長の判断により決算書の提出のみとすることを認め、その際は、団体の会計監査を受けたことを証明するものを添付することなどについて検討してまいります。</p> <p>また、実績報告時に領収書添付を省略する場合は、補助金検査で領収書と照合したことを証明する書類を添付するとともに、補助事業者へ領収書等の関係書類の保管を確実にを行うよう周知徹底してまいります。</p>
財務部 財政課	<p>函館市交通安全推進委員会補助金 函館市交通安全指導員会補助金 函館市交通安全協会補助金</p> <p>決算書は補助対象事業を含めた団体全体の状況を表す計算書類であるが、総論2に記載のとおり実績報告の際の証拠書類として補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類が必要ではないか。</p>	47 49 51	<p>総論2に対する回答のとおり、実績報告における補助対象経費に係る支出を確認することができる書類については、可能な限り領収書の提出を基本とすること、また、団体運営補助金については、業務の簡略化・省力化の観点から各主管長の判断により決算書の提出のみとすることを認め、その際は、団体の会計監査を受けたことを証明するものを添付することなどについて検討してまいります。</p> <p>また、実績報告時に領収書添付を省略する場合は、補助金検査で領収書と照合したことを証明する書類を添付するとともに、補助事業者へ領収書等の関係書類の保管を確実にを行うよう周知徹底してまいります。</p>
財務部 財政課	<p>私立学校運営助成費 私立専修学校運営助成費 函館大学図書館図書整備費補助金</p> <p>決算書は補助対象事業を含めた法人全体の状況を表す計算書類であるので、補助対象経費から除かれる交際費、慶弔費その他の経費が含まれているか確認できないため、補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類としては不适当である。</p> <p>補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類として適当なのは、領収書、金融機関振り込み控え及び請求書、契約書等であるので、函館市補助金等交付規則運用方針を改正するよう検討されたい。</p>	78 82 86	<p>総論2に対する回答のとおり、実績報告における補助対象経費に係る支出を確認することができる書類については、可能な限り領収書の提出を基本とすること、また、団体運営補助金については、業務の簡略化・省力化の観点から各主管長の判断により決算書の提出のみとすることを認め、その際は、団体の会計監査を受けたことを証明するものを添付することなどについて検討してまいります。</p> <p>また、実績報告時に領収書添付を省略する場合は、補助金検査で領収書と照合したことを証明する書類を添付するとともに、補助事業者へ領収書等の関係書類の保管を確実にを行うよう周知徹底してまいります。</p>

財務部 財政課	<p>地域組織活動費補助金</p> <p>一つの母親クラブへ返却していた領収書を借りるよう所管部署へ請求したところ、解散しており、領収書を監査することができなかつたため、清算人における帳簿資料の保存義務（会社法第508条第1項）を参考として、交付規則に補助金交付先が解散等した場合の支出確認書類の保存義務について、追加するよう検討されたい。</p>	91	<p>交付規則第25条で規定する帳簿書類等の保存義務は、団体の解散時においても、清算人などに対し引き継ぐよう補助事業者に対し周知徹底してまいります。</p>
財務部 財政課	<p>小規模事業経営近代化促進指導補助金 (函館商工会議所) (函館市亀田商工会) (函館東商工会)</p> <p>「自己資金と他の補助金だけでは運営に著しく支障をきたす」との抽象的な理由で概算払いの根拠は乏しいのではないか。</p> <p>各月における収支不足については、各交付先本体の経理で対応しているようであるが、具体的な数値が把握されていない。</p>	116 118 120	<p>総論5に対する回答のとおり、概算払については、補助金等交付規則および運用方針に基づき、交付申請時において添付してある収支計画などにより、必要性等を見極めたうえで、概算払の対象としており、適切な事務手続きを行っているところであります。</p> <p>しかしながら、今回の意見を踏まえ、改めて概算払いは例外規定である旨を再認識させるとともに、収支計画などにより概算払いの必要性を適切に判断するよう周知徹底してまいります。</p>
財務部 財政課	<p>五稜星の夢開催補助金 湯の川温泉花火大会開催補助金</p> <p>市の事務の状況から見ると、補助金を交付した事務のチェックに重点を置かず、予算資料作成のためのチェックシートに、重心が傾いているように窺える。</p> <p>本件だけでなく、補助金等に関する全チェックシートの完成期限の設定が必要である。</p>	131 133	<p>総論1に対する回答のとおり、補助金チェックシートについては、これまで、予算要求時および終期を迎えた補助金の公表時に作成していたところでありますが、今後は、予算要求時のほかに、交付申請時および実績報告時にも作成することとし、交付申請及び実績報告の決裁回付時に、作成したチェックシートを添付し、起案者から決裁者までその内容を確認できる事務処理手順への見直しを検討してまいります。</p>
財務部 財政課	<p>緑肥導入促進事業費補助金</p> <p>函館市緑肥導入促進事業費補助金交付要綱においては「補助事業者が課税事業者のときは、補助対象経費の額から消費税および地方消費税の合計額を控除した額とする。」と規定されている。</p> <p>今回の監査対象補助金の個別要綱に見当たらなかったが、全ての補助金に共通する事項であるので、函館市補助金等交付規則に課税事業者に対する消費税の取扱いの規定を設けるよう検討されたい。</p>	136	<p>総論3に対する回答のとおり、補助事業者が課税事業者の場合の補助金交付については、補助対象経費に消費税相当額を含めないこととするなど統一的な対応を図るための検討を行ってまいります。</p>

<p>財務部 財政課</p>	<p>緑化推進事業補助金 住生活環境向上事業補助金 函館市スポーツ協会運営補助金</p> <p>決算書は補助対象事業を含めた法人全体の状況を表す計算書類であるので、補助対象経費から除かれる交際費、慶弔費その他の経費が含まれているか確認できないため、補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類としては不適當である。</p> <p>補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類として適當なのは、領収書、金融機関振り込み控え及び請求書、契約書等であるので、函館市補助金等交付規則運用方針を改正するよう検討されたい。</p>	<p>146 149 166</p>	<p>総論2に対する回答のとおり、実績報告における補助対象経費に係る支出を確認することができる書類については、可能な限り領収書の提出を基本とすること、また、団体運営補助金については、業務の簡略化・省力化の観点から各主管長の判断により決算書の提出のみとすることを認め、その際は、団体の会計監査を受けたことを証明するものを添付することなどについて検討してまいります。</p> <p>また、実績報告時に領収書添付を省略する場合は、補助金検査で領収書と照合したことを証明する書類を添付するとともに、補助事業者へ領収書等の関係書類の保管を確実にを行うよう周知徹底してまいります。</p>
<p>財務部 財政課 保健福祉部 地域福祉課</p>	<p>概法華地区混合型介護付有料老人ホーム運営費補助金</p> <p>交付先が、消費税の課税事業者である場合には、計算上収支の赤字を補助金により埋めた後に、消費税の課税仕入控除相当分が還付若しくは、課税売上から控除されたことになる。課税仕入れとして算入されていないことが確認できる書類の提出を求めることができるよう、消費税に関する要綱の追加が必要である。</p> <p>交付先の一般社団法人函館市社会福祉協議会は、複数の補助金交付先でもあるから、その他の部分も含め、全体を把握する必要がある。</p>	<p>151</p>	<p>総論3に対する回答のとおり、補助事業者が課税事業者の場合の補助金交付については、補助対象経費に消費税相当額を含めないこととするなど統一的な対応を図るための検討を行ってまいります。</p> <p>また、社会福祉法人函館市社会福祉協議会に対する補助金については、これまでも全体の把握を行ってきているところであり、引き続き、適正な補助金支出に努めてまいります。</p>